

申請に対する処分

| | |
|------|--|
| 処分名 | ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付 |
| 根拠法令 | 奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 2 条, 3 条 奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第 3 条 |
| 所管課 | 福祉政策課 |

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

ひとり親家庭等で 18 歳未満の児童又は 20 歳未満で児童扶養手当法施行令第 1 第 1 項に規定する程度の障害にある者を監護している保護者

(2) 申請の方法

ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

市内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ひとり親家庭の父、母又は児童

ひとり親家庭の児童とは次の各号のいずれかに該当する。

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父又は母が死亡した児童

(ウ) 父又は母が政令第 1 条第 2 項に規定する程度の障害の状態にある児童

(エ) 父又は母の生死が明らかでない児童

(オ) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童

(カ) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

(キ) 母が婚姻によらないで出産した児童

(ク) その他市長が特に必要と認める児童

イ その他

(ア) 父母のない児童

(イ) 養育者及び当該養育者に養育されている児童

ウ 「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育する者であって、里親以外のものをいう。なお、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(ア) 生活保護法による保護を受けている者

(イ) 児童福祉施設又は知的障害者援護施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されているもの

(ウ) 児童福祉法に規定する里親に委託されている者

(エ) 奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を受けることができる者

2 標準処理時間

書類の整ったものから随時審査・処理を行う。